

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十六号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に改め、同項第一号中「（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 災害警備等手当の額は、作業に従事した日一日につき、八百四十円（大規模な災害として本部長が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。

第十七条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる作業の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害警備等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 特に著しく危険であると本部長が認める場合 基本額の百分の百に相当する額

三 本部長が著しく危険であると認める区域で行われた場合（前号に掲げる場合を除く。） 基本額の百分の百に相当する額

附則第五項中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これら」に、「八百四十円」を「基本額の百分の百に相当する額」に改める。

附則第六項を削る。

附則第七項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を「及び第三項」に、「同条第二項の」を「これらの」に、「当該額」を「基本額」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項の前の見出しを削り、同項を第七項とし、同項の前に見出しとして「(特定新型コロナウイルス感染症等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特
殊勤務手当の特例)」を付し、第九項を第八項とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第六項の規定により読み替えられた改正前の条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。